

事業者用熱中症予防チェックリスト

平成21年
大阪労働局

別添1

点検事項		適否	改善事項	留意事項
管理 体制	熱中症予防対策の責任者を選任していますか。			熱中症予防対策の責任者に対しては、作業場所のWBGT値を求め、WBGT値が基準値を超え、又は超えるおそれのある場合は要綱に定める対策の徹底を図り、熱中症発生リスクの低減に努めてください。
	高温多湿作業場所の暑熱環境をWBGT(湿球黒球温度)基準値により評価、管理していますか。			・休憩場所には、体温計、体重計を備え付けましょう。 ・作業場所が広い場合には、複数の休憩場所を設けましょう。
	高温多湿作業場所に適度な通風又は冷房を行うための設備を設けていますか。			
	高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けていますか。また、休憩場所は臥床することのできる広さですか。			
	水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう、高温多湿作業場所や休憩場所に飲料水の備付等を行っていますか。			
高温多湿作業場所又はその近隣に氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設けていますか。				
作業 環境 管理	作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での連続作業時間の短縮を図っていますか。			休憩は、冷房のある場所又は日陰で風通しの良い所を選んでこまめに取らせましょう。
	作業の状況等に応じて、身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けたり、作業場所を変更するなどの対策に努めていますか。			
	自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導するとともに、摂取の確認をしていますか。			
	作業服等について、熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性のよい服装を着用させていますか。			
	高温多湿作業場所での作業中は、労働者の健康状態の確認のために、頻りに巡視を行っていますか。			
作業 管理	熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等)と密接に関係した血糖検査、尿検査、血圧測定、既往歴調査等を労働者の健康診断結果から把握していますか。また、異常所見があると診断された場合の事後措置を適切に行っていますか。			労働者に対しては「熱中症予防のための体調自己チェックリスト」(例)を活用するなどして日常の健康管理に努めるよう指導しましょう。
	熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等の労働者について、高温多湿作業場所における作業の可否、留意事項等について産業医や主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更等、適切な対応をしていますか。			
	熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等である場合は、熱中症予防の対応が必要であることを労働者に教示していますか。また、労働者が主治医等から予防対応が必要とされた場合などにおいては、事業者申し出るよう指導していますか。			
	・作業開始前に労働者の健康状態を確認していますか。 ・作業中は巡視を頻りに行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認していますか。			
	高温多湿作業場所で作業を行う労働者に対して、日常の健康管理について指導を行っていますか。			
衛生 教育	高温多湿作業場所で作業に従事させる場合、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ、①熱中症の症状、②熱中症の予防方法、③緊急時の救急措置、④熱中症の事例について労働衛生教育を実施していますか。			雇入れ時、新規入場時、作業内容変更時などは、熱中症を予防するための教育を必ず行いましょう。
救急 措置	熱中症を疑う症状が現れた場合の症状に応じた具体的な救急処置内容を周知していますか。			医療機関への搬送に当たっては、早期に適切な診療が受けられるよう「熱中症情報提供書」を作成し、医師に伝えるなどの対応をしましょう。
	医師の手当を受けさせることが原則であることを全員に周知し、また体調が悪化するなどの場合には必要に応じて救急隊を要請などを指導していますか。			
	近隣の病院等の所在地や連絡先を確認し、緊急時に備え関係者に周知させていますか。			